参考資料　別冊

※【　】内は引用元

【　目　次　】

１　移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部改正について ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
【国交省HP　http://www.mlit.go.jp/common/000141702.pdf　】

２－１　建築設計標準の改訂について（H24.7.31 記者発表資料）・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
【国交省HP　http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000330.html　】

２－２　建築設計標準の改訂概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
【国交省HP　http://www.mlit.go.jp/common/000231551.pdf　】

３　公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドラインの改訂について（H25.6.12 記者発表資料）　23
【国交省HP　http://www.mlit.go.jp/common/001000750.pdf　】

４　障害者差別解消法リーフレット・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
【内閣府HP　http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/sabekai_leaflet_p.pdf　】
【内閣府HP　http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/txt/sabekai_leaflet.txt　】

５　横浜市条例･施行規則　改正内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
【横浜市HP　http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/chifuku/fukumachi/jorei/gaiyou99.pdf　】

移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部改正について

＜背景＞

- 各種施設等のバリアフリー化に関する現行目標は平成22年末が期限
- 本格的高齢社会において、バリアフリー化された生活環境は国民生活に不可欠の重要な共通社会基盤。これまでの取組により、バリアフリー化は相当程度進展したが道半ばであり、引き続き着実な取組が必要

一．移動等円滑化の意義及び目標

○ 移動等円滑化の意義

本格的高齢社会の到来や自立と共生の理念の浸透など、高齢者・障害者等を取り巻く社会情勢の変化等に対応

○ 移動等円滑化の目標

旅客施設や車両、道路、公園、建築物等について、平成32年度末を期限として、より高い水準の新たなバリアフリー化の目標を設定　⇒別紙参照

二．施設設置管理者が講ずべき措置

○ 適切な情報提供

視覚障害や発達障害など、情報に係る障害をもつ人への対応を含めた多様な障害者等への対応をより具体的に推奨

○ 職員等の教育訓練

施設設置管理者による職員等への教育訓練に関し、PDCAサイクルの中でマニュアル整備や研修実施への高齢者・障害者等の意見反映や参画を推奨

三．基本構想の指針

○ 重点整備地区における移動等円滑化の意義

・市町村が重点整備地区について作成する基本構想の必要性を強調

・作成した基本構想について、地域の高齢者・障害者等が参加しつつ、関係事業の実施状況等を把握しながら成果の評価を行い、内容の段階的かつ継続的発展を図る「スパイラルアップ」をより強く推奨

四．移動等円滑化施策に関する基本的事項その他

○ 国民の責務

国民が、高齢者・障害者等の自立した生活の確保の重要性等について理解を深める「心のバリアフリー」において、外見上わかりづらい聴覚、精神、発達障害など障害に多様な特性があることに留意する必要性を明示

各施設等の整備目標について

別 紙

			現状※2 （H22年3月末）	現行の目標 （H22年末）	新たな目標案 （H32年度末）
鉄軌道	鉄軌道駅※1		77%	原則100%	○ 3000人以上を原則100% この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う ○ その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態をふまえて可能な限りバリアフリー化
		ホームドア・可動式ホーム柵	38路線 449駅	現行目標なし	車両扉の統一等の技術的困難さ、停車時分の増大等のサービス低下、膨大な投資費用等の課題を総合的に勘案した上で、優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進
	鉄軌道車両		46%	約50%	約70%
バス	バスターミナル※1		88%	原則100%	○ 3000人以上を原則100% ○ その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	乗合バス	ノンステップバス	26%	約30%	約70% （ノンステップバスの目標については、対象から適用除外車両（リフト付きバス等）を除外）
		リフト付きバス等	－	現行目標なし	約25%
船舶	旅客船ターミナル※1		100%	原則100%	○ 3000人以上を原則100% ○ 離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化 ○ その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	旅客船		18%	約50%	○ 約50% ○ 5000人以上のターミナルに就航する船舶は原則100% ○ その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
航空	航空旅客ターミナル※1		91%	原則100%	○ 3000人以上を原則100% ○ その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	航空機		70%	約65%	約90%
タクシー	福祉タクシー車両		11,165台	約18,000台	約28,000台
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路		78%	原則100%	原則100%
都市公園	移動等円滑化園路		46%	約45%	約60%
	駐車場		38%	約35%	約60%
	便所		31%	約30%	約45%
路外駐車場	特定路外駐車場		41%	約40%	約70%
建築物	不特定多数の者等が利用する建築物		47%	約50%	約60%
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等		92%	原則100%	原則100%

※1 現行の目標については1日平均利用客数5000人以上のものが対象
※2 旅客施設は段差解消済みの施設の比率。 また、現状欄の数値は一部速報値

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改訂について

平成24年7月31日

１．改訂の目的と主な改訂内容

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（以下「建築設計標準」という。）は、主に建築主や設計者等にバリアフリー設計の考え方や基準の適用方法、優良な設計事例などを紹介するためのガイドラインとして作成しているところですが、前回の平成19年の改訂から相当の期間経過していることから、この間に蓄積された新たな知見等を反映させるため、この度建築設計標準を改訂し、記述の充実や適切な事例の追加等を行いました。

主な改訂内容としては、これまで記載されていなかった床の滑りに係る評価指標及び評価方法等について記述を充実したほか、多機能便房における多様な利用者の集中回避や、車いす使用者の利便性向上に資する機能分散の考え方等についても記述を充実しました。

その他、バリアフリーの観点からの優良な設計事例や、応急仮設住宅におけるバリアフリー化の取り組み事例の紹介等を行っております。

２．掲載場所について

改訂された「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」につきましては、国土交通省のホームページ（下記アドレス）に掲載しております。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/barrier-free.files/guideline12.pdf

お問い合わせ先

国土交通省住宅局建築指導課

TEL：(03) 5253-8111（内線39-545）

Get ADOBE READER 別ウィンドウで開きます

PDF形式のファイルをご覧いただくためには、Adobe Acrobat Readerが必要です。
左のアイコンをクリックしてAdobe Acrobat Readerをダウンロードしてください（無償）。
Acrobat Readerをダウンロードしても、PDFファイルが正常に表示されない場合はこちらをご覧ください。

ページの先頭に戻る

国土交通省 ［ アクセス情報・地図 ］
〒100−8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 (代表電話) 03-5253-8111
プライバシーポリシー　リンク・著作権・免責事項について　関連リンク集

MLIT Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Copyright© 2008-2014 MLIT Japan. All Rights Reserved.

２．１　敷地内の通路

改訂頁	対　　応
2-27	■応急仮設住宅に関する、敷地内の通路、集会所内におけるバリアフリー対応例等について、コラム：『応急仮設住宅におけるバリアフリー対応の事例』を作成し、記述の充実を行った。

２．２　駐車場

改訂頁	対　　応
	■駐車場に屋根または庇を設ける場合の配慮について、記述の充実を行う。 ■国土交通省総合政策局の「障害者等用駐車スペースの適正利用等の促進に関する調査研究（平成22年度）」（http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000030.html）等を踏まえ、車いす使用者等用駐車施設を車いす使用者等のために確保しておくルールづくり等について、記述の充実を行った。
2-33	２．２．１　駐車場の設計標準 （４）設備・備品等 ハ　屋根または庇 ・車いす使用者が自動車を利用する場合、屋根または庇が無いと雨天時の乗降に困難が生じる。少なくとも自動車・車いす間の乗降や車いすによる乗降を想定しているスペースの上には、屋根または庇を設けることが望ましい。 ・車いすによる乗降等を想定しているスペースに屋根または庇を設ける場合には、車いす用リフト付車両等に対応した天井高さを確保することが望ましい。 ***留意点：車いす用リフト付き車両の高さ*** ・一般的な車いす用リフト付き車両の高さは、230cm 程度である。
2-34	（５）　表示 イ　車いす使用者用である旨の表示 ***留意点：車いす使用者等用である旨の表示*** ・車いす使用者、上・下肢障害者、妊婦、けが人、及び乳幼児連れ利用者等も利用できる車いす使用者用駐車施設等に、障害のない人の自動車が駐車してしまうと、車いす使用者等の乗った自動車が駐車できないため、専用である旨の表示をする必要がある。 ・車いす使用者にわかりやすくするため、また不適正利用を防止するために、標識は目立つものとすることが望ましい。 ・一般スペースと区別がつきやすくし、また不適正利用の抑止を図るために、表面への国際シンボルマークの塗装は、青色の地に白色のマークとする等、目立つものとすることが望ましい。 ・パンフレット「障害者等用駐車場の適正利用のために」（国土交通省総合政策局）及びホームページ（http://www.mlit.go.jp/common/000143891.pdf）参照。 ***留意点：駐車場適正利用の取り組み*** ・車いす使用者用駐車施設等の適正利用に向け、一部の地方公共団体で導入されている制度として「パーキング・パーミット制度」があるほか、商業施設・病院等では、車いす使用者用駐車施設等の入口に専用ゲートを設け、利用者登録制を導入し、利

改訂頁	対　　応
	用対象者以外の利用防止に努めている例がある。

２．６　エレベーター・エスカレーター

改訂頁	対　　応
	■エレベーターの乗降ロビーへの国際シンボルマークの表示について記述の充実等を行った。 **■出入口が２方向あるエレベーターの開扉の音声案内について、記述の充実を行った。** **■エレベーターの出入口戸に、ガラス窓を設ける目的について、記述の充実を行った。** **■２．１３Ｈ．１　視覚障害者誘導用設備において、エレベーターへの誘導の必要性が高い用途について記述を充実するのとあわせて、記述の整理を行った。**
2-65	**２．６．１　エレベーターの設計標準** **（２）設備・備品等** イ　乗降ロビーの乗り場ボタン・表示等 ・乗降ロビーに、車いす使用者対応の乗り場ボタン（車いす使用者が操作しやすく、当該ボタンを押すことにより、戸の開放時間が通常より長くなる機能を有するもの）を設置する。 ・設置位置は床高 100cm 程度とする。 ・視覚障害者の利用に配慮して乗り場ボタンには、点字表示を行うとともに方向が識別できる形状とすることが望ましい。 ・点字表示を乗り場ボタンに設ける際、立位で使用する乗り場ボタンに設けることを基本とする。 ・乗り場ボタン等の操作ボタンへの点字表示は、ボタンの左側に設けることが望ましい。 ・タッチセンサー式のボタンは、視覚障害者には押したか否か認知が難しく、誤って押す可能性があるため、使用しないことが望ましい。 ・視覚障害者は、エレベーターが到着しても、上りか下りか認知できないため、かごが到着して戸が開いたときに、音声により昇降の別を案内することが望ましい。 ・聴覚障害者等の利用に配慮して、乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設ける。 ・車いす使用者対応の乗り場ボタンの付近など、車いす使用者等の見やすい位置に、国際シンボルマークを表示することが望ましい。
2-66	チ　音声による案内 ***留意点：出入口が２方向ある場合の音声による案内*** ・出入口が２方向あるエレベーターのかご内には、扉の開く方向、階数等をわかりやすく案内する音声案内装置を設けることが望ましい。 ヌ　エレベーターの出入口戸 ・聴覚障害者等の利用に配慮し、緊急時等においてかご内外の連絡等が可能となるように、エレベーターの出入口に、床上50㎝程度まであるガラス窓（防火区画との関係に注意が必要）を設けることが望ましい。 **（３）表　示**

改訂頁	対　　応
	・「点状ブロック等」を乗り場ボタンの位置に敷設することが望ましい。 ・その他　２．１３Ｈ．１　視覚障害者誘導用設備(２)視覚障害者障害者誘導用ブロックの敷設ハ　建築物の用途による敷設方法　を参照。 ・点字表示については、JIS　T0921を参照。
2-72	**■弱視者等への配慮として、エスカレーターへの進入の可否を表示することが望ましいことについて記述の充実を行った。** **２．６．５　エスカレーターの設計標準** **（４）表示** ***留意点：エスカレーターの進行方向の表示*** ・時間帯等により進行方向が変わるエスカレーターでは、当該時間帯等におけるエスカレーターの進行方向を床面や手すり付近に表示、または音声案内することが望ましい。

２．７　便所・洗面所

改訂頁	対　　応
2-75	**■国土交通省総合政策局の「多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究（平成 23 年度)」(http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000044.html）等を踏まえ、多機能便房からの機能分散を促し、車いす使用者の利用上の不便さを軽減するため、従来からある 3 つの基本的な考え方について、記述の充実を行った。** **◆設計の考え方◆** ・便所のバリアフリー化に際しては、面積や構造による制約、施設用途及び利用者意識などに配慮し、その設置方法等に工夫が必要である。 ・便所に関し、バリアフリー法制定までは、車いす使用者が利用できる便房のみが義務付け対象であり、整備が遅れていた車いす使用者用の便房の設置をまず確保し、さらにオストメイトや乳幼児連れ利用者等への対応を併せて推進する観点で、広さのある車いす使用者用の便房内に多様な機能を含む多機能便房が数多く設置されてきたところである。 ・バリアフリー法の制定後は、オストメイト用設備を有する便房の設置についても義務付け対象に追加され、利用者のニーズに応じたスペースや設備等を効率的・効果的に確保するとともに、近年多機能便房へ利用者が集中している等の傾向も踏まえ、多機能便房における機能分散を促し、車いす使用者の利用上の不便さの軽減にも配慮し、以下のような基本的な考え方で計画することが望ましい。 1)個別機能を備えた便房の設置 多様な利用者のニーズに的確に対応するとともに、多機能便房における利用の集中を軽減するために、車いす使用者用便房及びオストメイト用設備を有する便房のほか、乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房等の個別機能を備えた便房も設置する。 また施設用途等により、多数の車いす使用者やオストメイトが利用することが考えられる場合には、これに加え、当該利用者用の簡易型機能を有する便房を設けることも考慮する。 2)多機能便房と簡易型機能を備えた便房の設置 施設用途を十分に考慮し、車いす使用者用便房に他の機能を付加した多機能便房を設置する場合には、利用者の分散を図る観点から、個別機能を備えた便房、車いす使用者用やオストメイト用の簡易型機能を備えた便房を併せて設置する。ただし、オストメイト用の簡易型

改訂頁	対　応
	機能を備えた便房を設置するにあたっては、オストメイト用設備を有する便房（多機能便房を含む）を設けた上で設置する。 3)多機能便房の設置 施設用途を十分に考慮し、多機能便房のみで十分に機能する場合は、多機能便房を設置する。なお、この場合も利用の集中を軽減する観点から、できる限り複数設置することが望ましい。 ・なお、こうした考え方を踏まえ、簡易型機能を備えた便房のみでトイレのバリアフリー対応を行うことは、面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修の場合を除き望ましくない。
	■個別機能を備えた便房の戸や施錠について、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編））（平成 19 年度）」（http://www.mlit.go.jp/barrierfree/public-transport-bf/public-transport-bf.html）等を踏まえ、記述の充実を行った。 **■個別機能を備えた便房に設ける手すりの高さについて、本文には床面＋65～70cm 程度、図版には便器の座面高さ：40 cm程度、手すり芯の高さ：座面＋20～25cm 程度と、記述のずれがあったため、便器の座面高さ：40～45 cm程度、手すり天端の高さ：便座の座面＋20～25cm 程度として、記述の修正等を行った。** **■個別機能を備えた便房の手荷物置き台、フック、案内表示に関する記述の充実を行った。**
2-76	**２．７．１　個別機能を備えた便房の設計標準** **◆共通する設計のポイント◆** ハ　便房の戸 ・２．７．４ その他の便所・洗面所の設計標準（３）を参照。 ・戸の取っ手は操作のしやすいものとする。 ・手動式引き戸の場合、取っ手は握り易さを考慮したものとすることが望ましい。 ニ　施錠等 ・自動式引き戸の場合、施錠の操作がしやすいものとし、緊急の場合は外部からも解錠できるものが望ましい。 ・手動式引き戸の場合、指の不自由な人でも施錠の操作がしやすいものとし、緊急の場合は外部からも解錠できるものとすることが望ましい。 ・視覚障害者の利用に配慮し、施錠を示す色等に配慮する。 ヘ　手すり ・便器の横に手すりを設ける場合には、水平、垂直に堅固に取り付ける。 ・水平手すりは、便器の座面から20～25cm程度の高さに取り付ける等の配慮をする。 ・手すりの設置位置に対し、便器洗浄ボタン、呼び出しボタン、ペーパーホルダー等が使用しやすいように配慮する。
2-77	ル　便座は、温水洗浄便座（温水でおしり等を洗浄する機能を持つ便座）とすることが望ましい。 ヌ　照明は、十分な照度を確保することが望ましい。 タ　表示 ・利用者を誘導するために、建物内の案内板に個別機能を備えた便房を設けた便所の位置を表示することが望ましい。

改訂頁	対　応
	・個別機能を備えた便房を設けた便所の出入口には、利用に適した構造や機能を有する便房が設けられていることや便房の位置、男女の別をわかりやすく表示し、必要に応じて音声による案内・誘導を行う。 ・便房の戸には、個別機能を備えた便房の設備内容をわかりやすく表示する。 ・案内表示については、２．１３Ｇ．１　案内表示を参照。 ***留意点：他の個別機能を備えた便房の位置を示す表示*** ・使用中の場合等に他の便房へ行くことができるよう、他の階や場所にある個別機能を備えた便房の位置を便房の付近に表示することが望ましい。
	■介助者に配慮し、車いす使用者用便房を男女が共用できる位置に設けることについて、記述の充実を行った。 **■従前のガイドラインに記述があった便房の広さを再整理し、200～160cm×200cm 程度（改修等により建築計画上制限がある場合）の寸法については削除し、新たに簡易型機能を備えた便房の寸法（180 cm以上×150 cm以上で側方進入の場合等）を図示した。⇒別紙１参照** **■車いす使用者用便房の戸や施錠について、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編））（平成 19 年度）」（http://www.mlit.go.jp/barrierfree/public-transport-bf/public-transport-bf.html）等を踏まえ、記述の充実を行った。あわせて「多機能トイレ用自動ドア安全ガイドライン」（全国自動ドア協会）（http://jada-info.jp/topics/anzen_guide_book.html）を紹介した。**
2-77	**２．７．１　個別機能を備えた便房の設計標準** **（１）車いす使用者用便房** イ　配置等 ・介助者に配慮し、少なくとも1以上の車いす使用者用便房は、男女が共用できる位置に設けることが望ましい。
2-78	ホ　便房の広さ ・車いす使用者が便房内で回転して設備・備品等を使用できる等、可能な限り容易に利用できるよう、車いすの回転や介助者の同伴などの多様な動作が可能なスペースを確保する。 ・便房の標準的寸法は 200 ㎝×200 ㎝程度とすることが望ましい。設備等の形状、配置によって、必要な広さは変わることに留意する。 ・便器の正面及び側面に移乗のためのスペースを設ける。 ***留意点：便房の寸法*** ・便房には車いすが360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できる空間を確保するとともに、便器への移乗のために車いす使用者の接近スペースを確保する。 ト　便房の戸、施錠等 ・車いす使用者の利用に配慮し、円滑に開閉して通過できるよう、戸は軽い力で操作できる引き戸が望ましく、可能であれば自動式引き戸とする。 ・手動式引き戸の場合は、自動的に戻らないタイプとし、取っ手は棒状ハンドル式等の握りやすさに配慮したものとすることが望ましい。

改訂頁	対　応
	・戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、戸の付近には大型ベッドやゴミ箱等を設けないことが望ましい。また操作性を確保するため、取っ手等の位置や形状に十分配慮することが望ましい。 ・自動式引き戸については、「多機能トイレ用自動ドア安全ガイドライン」（JADA-0006）（全国自動ドア協会）によることが望ましい。 ***留意点：ドア開閉盤*** ・自動式引き戸のドア開閉盤は、手かざしセンサー式が使いにくい人もいることから、操作しやすい押しボタン式とすることが望ましい。 ***留意点：多機能トイレ用自動ドア安全ガイドライン*** ・本ガイドラインには、自動ドアの挟まれ防止、衝突防止その他の対策について、建築設計者、発注者、自動ドアの製造者、販売者、施工者、点検整備者及び建物管理者等が留意すべき点が示されている。
2-79	ソ　手荷物置き台、フック ・手荷物置き台は、車いす使用者の利用に配慮した高さとすることが望ましい。 ・フックは、車いす使用者の利用に配慮した高さとすることが望ましい。
	■オストメイト用設備を有する便房について、利用者からの意見等を踏まえ必要な設備と望ましい設備を再整理し、あわせて設計者や審査者等に設備の使い方（設置する理由）がわかるように、記述の充実、図版の修正を行った。⇒別紙２参照
2-80	**２．７．１　個別機能を備えた便房の設計標準** **（２）オストメイト用設備を有する便房** イ　配置、設置数 ・少なくとも１以上のオストメイト用設備を有する便房（男女の別があるときはそれぞれ1以上）を設ける。 ロ　汚物流し等 ・オストメイト*の利用に配慮して、パウチや汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し（洗浄ボタン・水栓を含む）、ペーパーホルダーを設置する。 ・ストーマ装具を交換する際に腹部を洗浄することがあり、水栓は温水が出る混合水栓であることが望ましい。 ・手を洗うための石けん（石けん入れ）、手を拭くためのペーパータオル（ペーパータオル入れ）又はハンドドライヤーを設置することが望ましい。 ・オストメイト簡易型設備（便器に水洗をつけたもの等）は、整備が義務づけられたオストメイト用設備を有する便房とは別に利用者の分散を図るために整備する場合や、専用の汚物流しの設置スペースが取れない改善・改修など構造上やむを得ない場合を除き、設置することは望ましくない。 ***留意点：汚物流し等*** ・腹部等を洗浄しやすいよう、水栓はハンドシャワー型であることが望ましい。 ・利用者の身長によって使いやすい汚物流しの高さは異なるため、汚物流しの高さが調節できると使いやすい。 ハ　その他の設備 ・ストーマ装具や関連の小物等を置くことができる手荷物置き台（カウンター）を設置す

改訂頁	対　　応
	る。 ・ストーマ装具の装着や身だしなみを確認するための鏡を設置する。鏡は全身を映すことができるものが望ましい。 ・ストーマ装具の廃棄等に配慮し、汚物入れを設置することが望ましい。 ・小物や手荷物をかけるフックやコート等の衣類をかけるフックを複数設置することが望ましい。 ・ストーマ装具の装着のための衣類の脱着、着替え等に配慮し、汚物流しの近くに着替え台を設置することが望ましい。 ・着替え時の姿勢保持のため、手すりを設けることが望ましい。 ***留意点：手荷物置き台、フック*** ・手荷物置き台やフックは、手荷物を置いたりコートをかけるだけでなく、オストメイトの方が脱いだ衣類やパウチを置いたりかけたり､介助者が荷物を広げたりするため等に必要である。 1 手術を受けてストーマ（人工肛門、人工膀胱）保持者となった者を言う。ストーマには装具を装着している。ストーマ装具は、ワンピース型（体に張り付ける面板と、便と尿をためる袋（パウチ）が一体になったもの）とツーピース型（面板とパウチが別になったもの）がある。
2-80	**■大型ベッド付き便房の設計の考え方について、介助が必要な利用者に配慮し、複数の車いす使用者用便房等を設ける場合には、そのうち1以上は大型ベッド付き便房とすることが望ましいこと等について、記述の充実を行った。** **２．７．１　個別機能を備えた便房の設計標準** **（３）大型ベッド付き便房** イ　設置数 ・建物内に複数の車いす使用者用便房や多機能便房を設置する場合には、そのうち１以上は大型ベッド付き便房とすることが望ましい。 ***留意点：大型ベッドの設置*** ・介助を必要とする高齢者や、肢体不自由児・肢体不自由者等には、ベッド上での着脱衣やおむつ交換、排泄（自己導尿等）等が必要となることがあるため、大型ベッドを設置することが求められている。 ロ　便房の広さ等 ・大型ベッド付き便房は、車いす使用者用便房の設計標準を基本とし、これに介助によって着替え、おむつ交換、排泄等を行う際に使用される大型ベッドを付加するものである。したがって、設計の考え方は、（１）車いす使用者用便房の設計標準によるほか、以下の点にも留意する。 ・大型ベッドを設置する際には、介助者の動きを考慮し、十分なスペースをとるようにすることが望ましい。
	■多機能便房から乳幼児連れ利用者に配慮した機能を分散することを目的として、従来の２．１３．Ｆ．１　乳幼児等用設備に示されていた内容の一部を用いて、新たに「乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房」の項を作成した。あわせて乳幼児連れ利用者に

改訂頁	対　応
	配慮した設備を有する便房の寸法例等を図版に追加した。⇒別紙２参照
2-81	２．７．１　個別機能を備えた便房の設計標準 （４）乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房 イ　設置数 ・乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便所では、ベビーカーと共に入ることの可能なゆとりある広さを有する便房又は乳幼児用いす等の乳幼児を座らせることのできる設備を設けた便房を、少なくとも１以上（男女の別があるときはそれぞれ１以上）設けることが望ましい。 ***留意点：乳幼児用いす*** ・乳幼児用いすは乳幼児が落ちたりしないように、ベルトをつけるなど、安全に座らせることができるような配慮が必要である。 ロ　乳幼児用ベッド ・乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便所または便房には、乳幼児用ベッドや乳幼児のおむつ替えができる設備を、少なくとも１以上（男女の別があるときはそれぞれ１以上）設けることが望ましい。 ***留意点：乳幼児用ベッド*** ・乳幼児用ベッドの周辺には、荷物置き場を設けることが望ましい。 ・乳幼児用ベッドは落下防止措置が講じられたものが望ましい。 ・乳幼児用ベッドは乳幼児を寝かせた状態でのおむつ交換に適しており、転落等の可能性のある幼児の立位姿勢でのおむつ交換、排泄前後の着脱衣には、着替え台が適している。 ・乳幼児用ベッドを利用する乳幼児に対し、照明の光が直接目に入らないように、器具の配置に配慮する必要がある。 ・乳幼児用ベッドを多機能便房内に設ける場合は、車いす使用者が必要とするスペースを確保しつつ設けることが必要である。
	■車いす使用者用簡易型便房及びオストメイト用簡易型便房について、記述の充実を行った。あわせて車いす使用者用簡易型便房の図版を、近年の研究にあわせて新しい寸法に置き換えた。⇒別紙１参照
2-82	２．７．３　簡易型機能を備えた便房の設計標準 ◆設計のポイント◆ 簡易型機能を備えた便房は、整備が義務づけられた車いす使用者用便房やオストメイト用設備を有する便房（多機能便房を含む）とは別に、利用者の分散を図るためにその他の便所に整備する場合や、改善・改修など限られた空間に整備する場合に設けるものとし、以下の通りとすることが望ましい。 イ　設置する機能及びその組み合わせは、スペース、建物の用途、建物全体の便所の機能分散などを考慮したものとし、バランスよく配置する。 ロ　設置する設備は、総合的に操作しやすいものとするとともに、わかりやすさにも配慮したものとする。 ハ　便座は、温水洗浄便座（温水でおしり等を洗浄する機能を持つ便座）とすることが望ましい。

改訂頁	対　応
	ニ　便所の出入口及び便房の戸には、設備内容をわかりやすく表示する。 **（１）車いす使用者用簡易型便房** ・個別機能を備えた便房、多機能便房以外の便房に車いすで使用可能なゆとりある広さ、出入口の有効幅員を確保し、腰掛け式便器、着座や立ち上がりのための手すりを設置することで、自力で便座に移乗が可能な車いす使用者等の利用が可能になる。 ・便房の出入口の有効幅員は、80cm 以上とする。 ・便房の戸は引き戸あるいは外開き戸等とすることが望ましい。 ・限られたスペースにおいて車いす使用者が利用可能なよう、出入口の位置や戸、戸の錠等について工夫をする。 ・車いすは壁の隅には近寄れないため、便房の戸の形式、取っ手の位置や形状に配慮することが望ましい。 ***留意点：車いす使用者用簡易型便房の出入口の有効幅員*** ・出入口の有効幅員 80cm は車いす使用者が直進で通過可能な寸法である。直進以外の出入りとなる場合は、通過のしやすさに配慮して 80 ㎝以上のゆとりある幅員の確保が望ましい。 **（２）オストメイト用簡易型便房** ・個別機能を備えた便房、多機能便房以外の便房にオストメイト簡易型設備を設置することで、オストメイト用設備を有する便房や多機能便房を利用できない場合の利用が可能になる。 ・各種設備機器については、開発途上のものもあり、今後技術革新や製品開発の進捗によって適宜導入を図ることが望ましい。
	■その他の便所・洗面所における簡易型機能を備えた便房の整備、視覚障害者への配慮、案内表示等について記述の充実を行った。
2-83	**２．７．４　その他の便所・洗面所の設計標準** **◆設計のポイント◆** イ　施設用途を十分に考慮した上で、男女とも各便所に１以上の簡易型機能を備えた便房を設けることが望ましい。 ロ　便所に至る経路は、高齢者、障害者等の利用に配慮して、有効な幅員を確保するとともに、段差を設けないようにすることが望ましい。 ハ　便房の戸に使用中か否かの表示装置の設置を行うことが望ましい。 ニ　洗面所における１以上の洗面台は、座位でも容易に使用できる高さ、使いやすい水栓の設置、車いすでひざ下が入るスペースの確保等の措置を講じて、車いす使用者に配慮したものとする。 ホ　便座は、温水洗浄便座（温水でおしり等を洗浄する機能を持つ便座）とすることが望ましい。 ヘ　視覚障害者のために、案内板等に便所の位置及び男女の別を点字等により表示することが望ましい。
2-84	**（４）設備・備品等** ロ　大便器 ・高齢者等の足腰の弱っている人にとって、和風便器の利用は困難を伴うため腰掛け式便

改訂頁	対　　応
	器とすることが望ましい。 ・１以上の腰掛け式便器には、手すりを設けることが望ましい。 ・和風便器についても、同様に手すりを設けることが望ましい。
2-85	（６）表　示 ・移動円滑化経路となっている便所には、案内表示を設置する。 ・視覚障害者の利用に配慮して、建物全体を案内する点字等による案内板に、便所の位置及び男女の別を表示、案内する。 ・便所の出入口付近の外部には、便所内部の配置を表示することが望ましい。さらに視覚障害者の利用に配慮して、点字等による表示や触知案内図の設置を行うことが望ましい。 ・便所までの経路に視覚障害者誘導用ブロック等を設置する場合には、車いす使用者用便房・多機能便房以外の便所に誘導することが望ましい。 ・触知案内図の情報内容、形状及び表示方法等については　JIS T0922 を参照。 ・弱視者等にも配慮し、案内表示は大きさや設置位置に配慮したものとする。 ・案内表示については、２．１３Ｇ．１　案内表示を参照。
2-85	**■改善・改修においても、新築と同様の考え方で行う事が望ましいことや、便房の広さや設備についてやむを得ない場合のみ簡易型機能を備えた便房によることも可能であること等について、記述の充実を行った。** **２．７．５　改善・改修のポイント** ２．７．１ 個別機能を備えた便房の設計標準、２．７．２ 多機能便房の設計標準、２．７．４ その他の便所・洗面所の設計標準に基づき改善・改修を行うことが望ましい。その他に留意すべき点は以下の通りである。 **（１）寸法** ・構造上やむをえない場合は、次善の方法として、簡易型機能を備えた便房の寸法・設備による整備も考えられる。 **（２）経路** ・増改築等によって車いす使用者用便房を設置する場合は、車いす使用者用便房から利用居室までの経路についても高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備する。

２．１０　劇場等の客席・観覧席

改訂頁	対　　応
	■客席・観覧席・会議室等における難聴者向けの対応について記述の充実を行った。
2-109	**２．１０．１　客席・観覧席の設計標準** **◆設計のポイント◆** **（３）設備・備品** ロ　音声・視覚による情報設備 ***留意点：客席・観覧席、会議室等における難聴者向けの対応*** ・客席・観覧席、会議室等においては、難聴者向けに、アンテナを床に設置し発生音だけを難聴者の補聴器にクリアに届けることができる集団補聴装置（磁気ループ）や、ＦＭ電波を通して雑音を抑えた音声を聴覚障害者に届けることができるＦＭ福祉電波、赤外線を通して音声の信号を補聴器に届ける赤外線補聴システム等を整備することも有効である。

２．１３Ａ．１手すり

改訂頁	対　　応
2-124	■手すりの点字表示について、JIS T0921 の引用を追加した。 ２．１３Ａ．１　手すり （８）点字表示 ・廊下等の手すりの端部、曲がり角部分等には、現在位置と誘導内容等を点字表示することが望ましい。 ・階段手すりの上端・下端の水平部分には、現在位置及び上下階の情報等を点字表示することが望ましい。 ・点字表示については、JIS　T0921を参照。

２．１３Ｃ．１カウンター・記載台・作業台・事務机等

改訂頁	対　　応
2-131	■カウンターに設ける電光表示板等について、高齢者等の利用への配慮に関する文言を追加した。 （３）表　示 ・役所、銀行、病院等で呼び出しを行うカウンターでは、音声によるほか、聴覚障害者や高齢者等の利用に配慮して電光表示板等を併せて設置することが望ましい。

２．１３Ｆ．１乳幼児等用設備

改訂頁	対応
2-139	■国土交通省総合政策局の「安心して子育てができる環境整備のあり方に関する調査研究（平成 21 年度）」(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_fr_000006.html)等を踏まえ、授乳及びおむつ替えのための設備の記述の充実を行った。 ２．１３Ｆ．１　乳幼児等用設備 （１）授乳及びおむつ替えのための設備 ・母乳及び哺乳びんによる授乳に対応した、授乳のためのスペースを設けることが望ましい。 ・授乳のためのスペースは区切られた空間とし、授乳のためのいすを設置することが望ましい。 ・授乳のためのスペースには、おむつ替えのための台等を適切に設けることが望ましい。 ・出入口は、ベビーカーの利用に配慮した幅員と戸の形式とすることが望ましい。 ・出入口付近には授乳のためのスペースである旨を表示することが望ましい。 ***留意点：整備の配慮事項*** ・母乳による授乳のためのスペースは、カーテンやついたて等によりプライバシーを確保することが必要である。 ・授乳のためのいすは、授乳の体勢が安定するよう、ひじ掛け、背もたれがついたものであることが望ましい。 ・授乳のためのスペースには、荷物置き場や調乳のための給湯設備、哺乳びんの洗浄のための設備を設けることが望ましい。 ・おむつ替えのための台や乳幼児用いす・乳幼児用ベッド等の配置は、ベビーカー等

改訂頁	対応
	の通行を妨げないように配慮する。 ・男性の哺乳びんによる授乳にも配慮し、内部の設備配置等の状況がわかるよう表示する必要がある。

２．１３．Ｇ．１　案内表示

改訂頁	対　　応
	■知的障害、発達障害、精神障害のある方への案内表示の有効性について、記述の充実を行った。 ■点字の表示方法及び触知案内図について、JIS T0921 及び JIS T0922 の引用を追加した。 ■「カラーバリアフリー　サインマニュアル（平成21年3月）」（神奈川県）（http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/42143.pdf）等の最近の知見にあわせて、視覚障害者に対して配慮すべき内容について、記述の充実を行った。 ■サイン計画に利用者参加型で取り組んだ例について記載した。
2-143	（１）案内板・表示板等 ***留意点：知的障害、発達障害、精神障害のある人への案内表示の有効性*** ・表示されている内容を読みとることが難しいこともある知的障害、発達障害、精神障害のある人にとって、統一されたデザインによる表示は有効である。 （出典：知的障害、発達障害、精神障害のある人のための施設整備のポイント集（国土交通省 HP）（http://www.mlit.go.jp/common/000045596.pdf））
2-146	（２）点字・音声等による案内板 ・必要に応じ点字・音声等による案内板を設けることが望ましい。 ・点字等による案内板の機能に、音声案内装置を付加したものは有効である。 ・音声案内装置については、２．１３Ｉ．１　情報伝達設備（１）音声による案内・誘導　を参照。 ・点字の表示方法等については JIS T0921、触知案内図の情報内容及び形状、表示方法等については JIS T0922 が参考となる。 （４）色弱者の特性と案内表示等 ・色弱者は、色と色の違いを見分けにくいという特性を持っているため、案内表示等をデザインするにあたっては、一般的には見分けにくい色の組み合わせを避けることが推奨されている。 ・色弱者の見え方は、2-148 頁の「図　色弱者の色の見え方」の「P 型（1 型）」、「D 型（2 型）」の例に示されるように、一般色覚者の見え方とは異なる。例えば、彩度の低い水色とピンクは区別がつきにくい、緑系と赤系の区別がつきにくい等の特徴がある。 ・従って案内表示等の色づかいについては、「図　色弱者の色の見え方」の例を参考に背景色、対比させる場合の色の選び方に配慮することが求められる。（色の選び方については、「カラーユニバーサルデザイン推奨配色セット」（出典：社団法人日本塗料工業会・特定非営利活動法人カラーユニバーサルデザイン機構）等も参考となる。）
2-147	・色で識別する案内表示等では、凡例との色対応による識別が困難で表示内容が理解できない場合などがあるため、案内表示に文字による案内を併記したり、模様や線種の違いを併用する等の配慮を行う。 ・案内表示やボタン等の設備のデザイン・設置の際には、背景色とのコントラストに配慮す

改訂頁	対　　応
	る必要がある。 ***留意点：色弱について*** ・色弱者（色覚障害者、色覚異常者ともいう。）の割合は、日本人の場合、男性では 20 人に１人、女性では 500 人に１人の割合で存在する。 ・これらの人の視力は普通の人と変わらないが、一部の色の組み合わせについて、一般の人と見え方が異なる。また、老化に伴う白内障や目の疾患によって視力の低下と共に色の見え方が変わることもある。 参考資料：「カラーバリアフリー　サインマニュアル」神奈川県（平成 21 年 3 月））

２．１３Ｈ．１　視覚障害者誘導用設備

改訂頁	対　　応
	■視覚障害者誘導用ブロック等の色の考え方等について、記述の充実を行った。 **■敷設時の留意点やエレベーターへの誘導の必要性が高い用途について記述の充実を行った。**
2-153	**（１）視覚障害者誘導用ブロックの形状・色** ロ　色 ***留意点：色*** ・視覚障害者誘導用ブロック等の色について黄色を選択した場合であっても、白や薄いグレーの床に敷設した場合、弱視者等には見えにくい。これらの色の組み合わせとする場合には、色が際立つように縁取りを付ける等の配慮が考えられる。 ・視覚障害者誘導用ブロック等と周囲の床の仕上げとは少なくとも輝度比 2.0 以上確保することが望ましい。（輝度比は輝度計により測定することができる） ・場所により視覚障害者誘導用ブロック等の色が異なると利用者が混乱するためなるべく統一する。特に敷地境界部分などで、道路と敷地の管理区分により色が異ならないように配慮する。 **（２）視覚障害者誘導用ブロックの敷設** イ　敷設方法 ***留意点：敷設にあたって*** ・敷地内の通路上に設けられた桝蓋等により、視覚障害者誘導用ブロック等による誘導が途切れることがないよう、あらかじめ屋外計画や設備計画と調整を図ることが望ましい。 ・屈折する場合に直角に配置するのは、全盲者が方向を間違えないよう配慮したものであるが、極端に遠回りな歩行ルートとならないように注意する。 ・敷設位置は、壁・塀に近すぎないように余裕を確保した位置とする。また壁･塀の付属物や電柱等の路上施設に視覚障害者が衝突する場合もあり、敷設位置には十分注意する。 ・クリーニング店のように入口に近接して受付カウンターがある場合には、視覚障害者誘導用ブロック等が敷設されていなくてもアプローチできる。 ・視覚障害者誘導用ブロック等は、車いす使用者や高齢者、杖使用者、肢体不自由者にとっては通行の支障になる場合もあるため、敷設位置については十分な検討を行い、車いす使用者が円滑に通行できる余裕を確保することが望ましい。

改訂頁	対　応
2-154	ハ　建築物の用途による敷設方法 ・不特定多数の人が利用する施設で広いロビーやホワイエがある場合、受付カウンター等の案内設備が建築物の出入口と異なる階にある場合等には、案内設備以外にエレベーターへの誘導の必要性が高い。 ・役所等の日常的に多様な人が利用する施設では、敷地の入口から受付等案内設備、エレベーター、階段、トイレ、福祉関係の窓口などの利用頻度が高いところまでの連続的な誘導が必要である。 ・専ら高齢者が利用する施設等については、２．４．４ 施設による配慮の工夫（２）視覚障害者誘導用ブロック等の敷設を参照。

２．１３Ⅰ．１　情報伝達設備

改訂頁	対　応
	■音声による案内・誘導の方式で「イ電波方式」「ロ赤外線方式」「ハ磁気方式」のうち、「ハ磁気方式」に関する記述と「ＧＰＳ機能等を用いた方式」等を「その他の方式」とした。 **■音声による情報伝達設備に関する最新の技術開発の動向や事例等の情報収集、視覚障害者へのヒアリング調査等を踏まえ、記述の充実を行った。** **■電波方式の音声案内装置の事例について仕組みが分かるよう記述の充実、図版の追加を行った。⇒別紙３参照**
2-158	（１）音声による案内・誘導 ハ　その他の方式 ・上記の他に磁気センサーを用いた方式、人感センサーにより音声案内を行う方式、IC タグや携帯電話の GPS 機能を用いて位置情報を得る方式等もある。 ***留意点：音声による案内*** ・音声による案内は開発途上であるため、今後、共通化、標準化を推進することが課題である。 ・役所等の日常的に多様な人が利用する施設では、敷地や建築物の出入口等に音声案内装置を設置することが有効である。 ・チャイム音のみでは敷地や建築物の出入口であることは分かっても、目的の建築物の出入口であるかどうかが分からないため、併せて建物名称等に関する内容を音声により案内することも有効である。 ・音声による案内で誘導を行う場合、単純な音とし、同一建築物内においては統一することが望ましい。 ・不特定多数の人を感知する人感センサーにより音声案内を行う機器等を用いる場合、音声情報はこれを利用しない人から過剰サービスと認識されることがあるため、障害者向けの案内であることを表示することも一案である。

４．１０　床の滑り

改訂頁	対　応
2-249	**■床の滑りについて、JIS　A1454 に定める床材の滑り性試験によって測定される滑り抵抗係数（C.S.R）等により、参考となる推奨値や配慮事項等を示した。⇒別紙４参照**

別紙１

●車いす使用者用簡易型便房

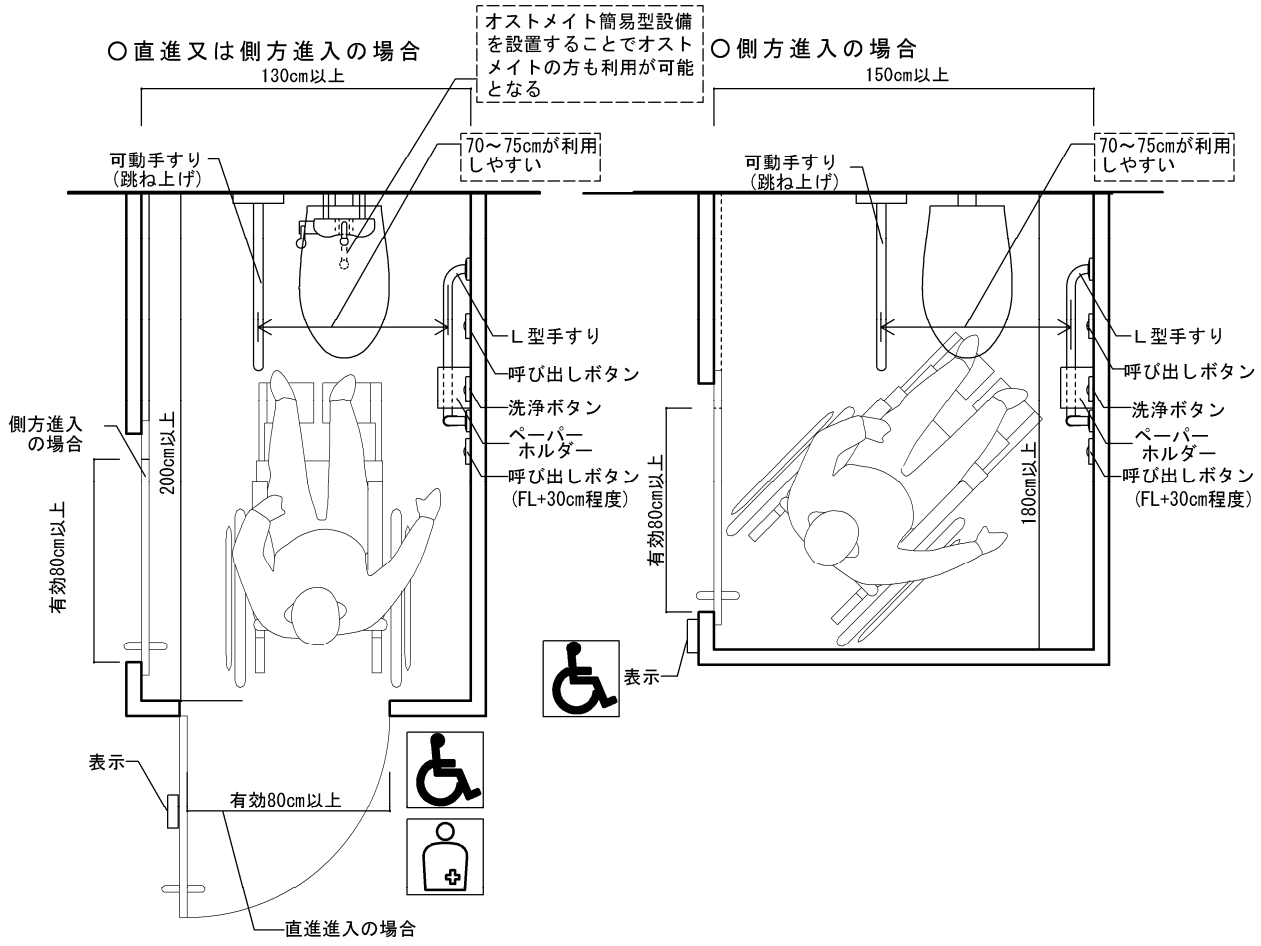

●オストメイト用簡易型便房

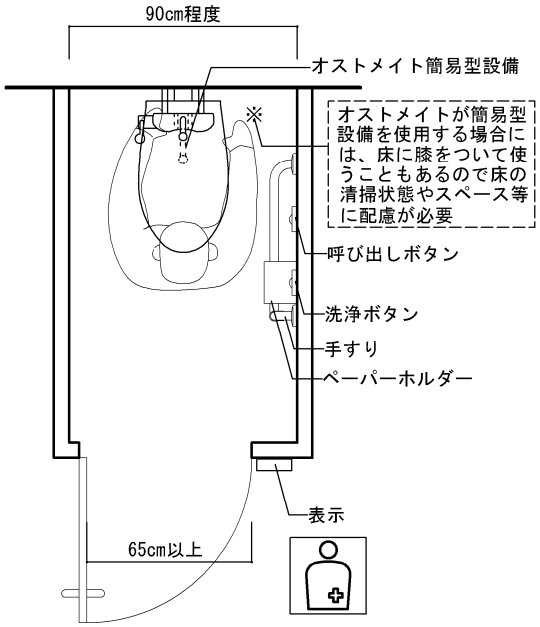

●オストメイト用設備を有する便房

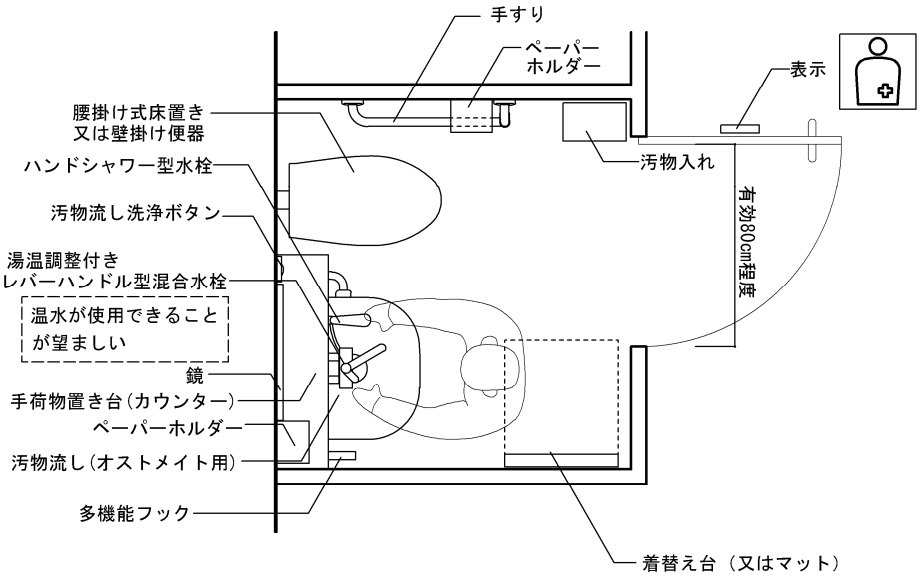

●オストメイト用設備を有する便房

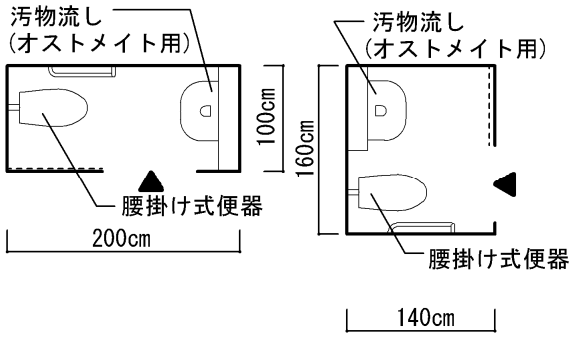

●乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房（ベビーカーと共に入ることができる寸法）

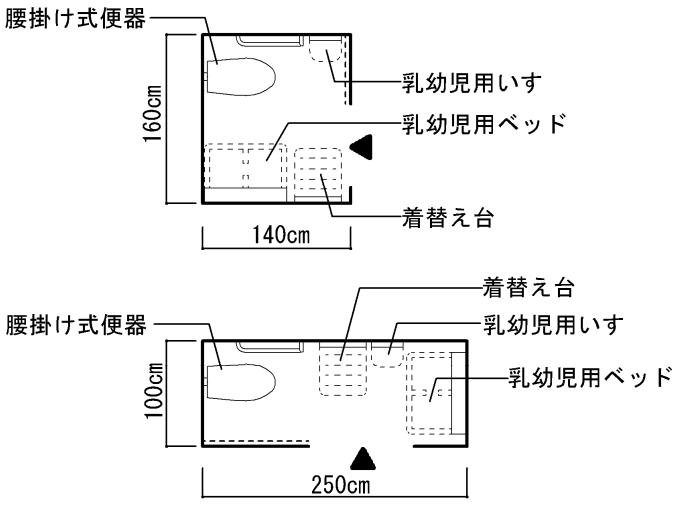

別紙３

○音声案内装置（電波方式）の事例

・建築物等に設置された装置側から発信される電波の受信範囲に、専用の受発信機を持つ視覚障害者が入ると、受発信機が反応し、音声による情報を得られるシステム。

・まず、受信範囲に入ると受発信機が反応し、音声案内を受けられることを知らせる。情報が必要であれば、視覚障害者が受発信機のスイッチを押すと電波が送信され、具体的な音声案内が放送される。

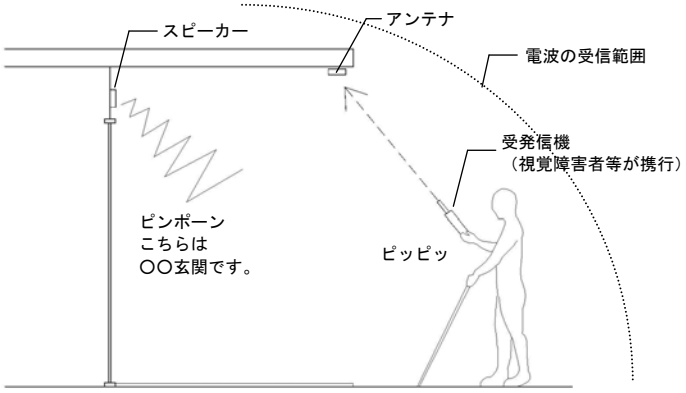

システムのイメージ図

別紙４

４．１０　床の滑り

床の材料及び仕上げは床の使用環境を考慮した上で、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるものとする。

（１）履物着用の場合の滑り

イ　評価指標

・床の滑りの指標として、JIS A　1454（高分子系張り床材試験方法）に定める床材の滑り性試験によって測定される滑り抵抗係数（C.S.R）を用いる。

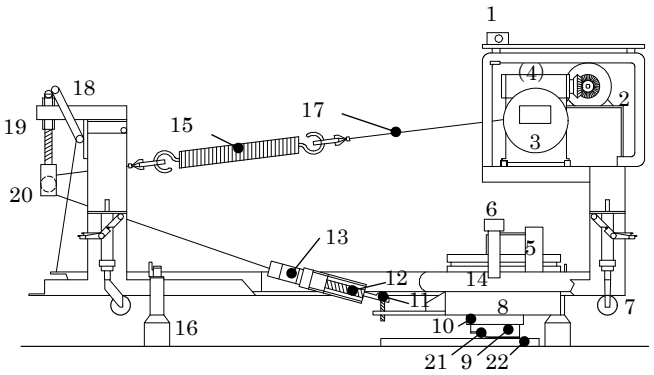

1：メインスイッチ　9：鋼製すべり片台座　17：ワイヤ
2：定速モータ　10：すべり片台座受け　18：ガイドレール昇降器
3：減速機　11：ユニバーサルジョイント　19：引張角度調整器
4：ワイヤ巻き取り器　12：初期荷重調整器　20：滑車
5：スタートスイッチ　13：荷重変換器　21：すべり片
6：ストップスイッチ　14：ガイドレール　22：測定対象床
7：移動用車輪　15：引張荷重速度調整器
8：重錘　16：固定脚

JIS A 1454 に準拠している滑り試験機の例

ロ　評価方法

・床の材料・仕上げは、当該部位の使用条件を勘案した上で、表－１の滑り抵抗係数の推奨値（案）を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望ましい。

留意点：滑り抵抗係数の推奨値（案）

・（社）日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会床工事 WG『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値(案)』（2008 年 6 月）では、履物着用・素足・斜路及び、階段（踏面と段鼻をあわせた評価)・杖の滑り等について推奨値(案)を示している。

■表―１　履物着用の場合の滑り　日本建築学会※の推奨値（案）

床の種類	単位空間等	推奨値（案）
履物を履いて動作する床、路面	敷地内の通路、建築物の出入口、屋内の通路、階段の踏面・踊場、便所・洗面所の床	C.S.R=0.4 以上
	傾斜路（傾斜角：θ）	C.S.R－sin θ =0.4 以上
	客室の床	C.S.R=0.3 以上

（※（社）日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会　床工事 WG『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値（案)』(2008 年 6 月)）

（２）　素足の場合の滑り（※ここでは大量の水や石鹸水などがかかる床を想定）

イ　評価指標

・床の滑りの指標として、JIS A　1509-12（陶磁器質タイル試験方法－第 12 部：耐滑り性試験方法）に定める耐滑り性試験方法によって測定される素足の場合の滑り抵抗値（C.S.R・B）を用いる。

ロ　評価方法

・床の材料・仕上げは、当該部位の使用条件を勘案した上で、表－２の滑り抵抗値の推奨値（案）を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望ましい。

留意点：床の材料・仕上げ選択時の留意点

・材料・仕上げの C.S.R 値等を確認するときには、床の使用条件（下足（靴、運動靴、サンダル等）・上足（靴下・スリッパ等）・素足）や、雨掛かり、ほこり・水分・油の有無等）を考慮し、試験時の滑り片、試験片の表面状態を確認することが望ましい。

・階段の滑りには、踏面だけでなく段鼻の滑りも大きく影響するため、滑りにくい段鼻材を選ぶことが望ましい。

・特に高齢者等にとっては、床を滑りにくくしすぎると、つまずき等の原因となることがあることについても留意することが望ましい。

・滑りに配慮した材料・仕上げを用いることとあわせて、水溜まり等ができないよう、水はけ（水勾配の確保や床下地の不陸調整）にも留意することが望ましい。

留意点：大量の水や石鹸水などがかかる床以外における素足の場合の滑り

・一般に、素足で歩く可能性はあるが大量の水や石鹸水などがかからない床では、素足より靴下の方が滑りやすい場合が多いことから、すべり片を靴下とした C.S.R 値で安全側に評価できる可能性が高い。

■表－２　素足の場合の滑り　日本建築学会※の推奨値（案）

床の種類	単位空間等	推奨値（案）
素足で動作し大量の水や石鹸水などがかかる床	浴室（大浴場）、プールサイド シャワー室・更衣室の床	C.S.R・B=0.7 以上
	客室の浴室・シャワー室の床	C.S.R・B =0.6 以上

（※（社）日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会　床工事 WG『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値（案）』（2008 年 6 月））

（３）滑りの差

・突然滑り抵抗が変化すると滑ったりつまずいたりする危険が大きいため、同一の床において、滑り抵抗に大きな差がある材料の複合使用は避けることが望ましい。

留意点：視覚障害者誘導用ブロック等の材料

・金属製の視覚障害者誘導用ブロックは、雨滴によりスリップしやすいので、敷地内の通路や建築物の出入り口等に使用する際には十分配慮することが望ましい。

・グレーチングやマンホール蓋も、雨滴によりスリップしやすいので、敷地内の通路や建築物の出入口等に使用する際には、滑りに配慮されたものを使用する等、十分配慮することが望ましい。

留意点：建築物の利用時における適切な床の滑りの維持・確保

・床の滑りは、歩行や清掃等に伴う摩耗により、竣工時の状況から変化することに留意して、メンテナンスを行うことが望ましい。

・建築物の床を改修する場合においても、滑り抵抗係数が各推奨値（案）を満足する材料、仕上げを採用することが望ましい。

平成２５年6月１２日
安 心 生 活 政 策 課

公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドラインの改訂について

１．改訂の経緯

〇バリアフリー法では、旅客施設、車両等に求められる整備基準（義務）が省令で定められているが、義務ではない望ましい整備内容も含め具体的に示したものが「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン（旅客施設編・車両等編）」（前回改訂は、平成１９年７月）。

〇今回の改訂は、前回改訂から５年が経過し新たに課題として把握されたもの、調査研究等を経て概ね対応の方向性が見えたもの、多様化する旅客ニーズの変化等を踏まえ、当該ガイドラインのスパイラルアップを図るため、平成２４年１月に「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン検討委員会」（委員長：秋山哲男北星学園大学客員教授）を設置して、高齢者、障害者等の公共交通利用当事者、公共交通事業者、学識経験者等の意見を聞きながら、幅広く検討。

〇上記委員会でとりまとめた改訂案に対するパブリックコメント（平成２５年２月１５日～３月１４日）の実施結果を踏まえ、平成２５年６月改訂版を策定・公表するもの。

２．改訂の概要

〇旅客施設編・車両等編共通

（１）整備内容区分の変更（現行ガイドラインにおいて義務基準とそれ以外の整備内容が混在していたものについて、位置付けを明確化）

（２）「移動等円滑化整備の基本的な考え方」、「ガイドライン整備の経路・施設配置・情報提供等の具体的な考え方」の追加

〇旅客施設編：鉄道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル等が対象

（１）複数の主要出入口からのバリアフリー経路確保に関する記載の充実

（２）バリアフリーの連続性確保に関する記載の充実

（３）エレベーターに関する記載の充実

（４）視覚障害者誘導用ブロックに関する記載の充実

（５）音声・音響案内に関する記載の充実

（６）トイレに関する記載の充実

（７）車椅子等とともにベビーカーでの利用にも配慮したエレベーター設置が望ましいこと等の明確化

〇車両等編：鉄道、バス、タクシー車両、航空機等が対象

（１）鉄道：乗降口扉位置の統一に関する記載の追加、ホームと車両床面との段差低減事例の記載の追加、車いすスペースの増設が望ましい旨の記載の追加

（２）バス：都市内路線バスの車いすスペースの記載の充実、都市間路線バスの乗降用リフトの標準的な整備内容の記載の追加

（３）タクシー：ＵＤタクシーを中心とした記載の見直しと乗合タクシーの記載の追加

（４）航空：トイレに関する記載の充実

（５）車椅子等とともにベビーカーの利用にも配慮した車両内のスペース確保が望ましいこと等の明確化

改訂の要点

【旅客施設・車両等編共通】

（１）整備内容区分の変更

現行ガイドラインでは、省令である移動等円滑化基準の内容を含めた「標準的な内容」と「望ましい内容」の２区分であるが、整備内容を明確化するため、「移動等円滑化基準に基づく整備内容」の区分を設けて、３区分に整理。

（２）「移動等円滑化整備の基本的な考え方」、「ガイドライン整備の経路・施設配置・情報提供等の具体的な考え方」の追記

ガイドラインが個別の施設や設備の整備する際の目安を示すものであることを前提として、整備を行うにあたっての全体的な考え方について提示。

「移動等円滑化整備の基本的な考え方」

・移動等円滑化の目的

・移動可能な施設、車両等づくり

・一体的、統合的な整備の方針－利用者を統合的に、施設・車両等を一体的にとらえる

「ガイドライン整備の経路・施設配置・情報提供等の具体的な考え方」

〇移動経路確保の考え方

・自立的な移動経路の確保　・自立的移動環境　・わかりやすさ

・大規模施設での対応　・施設設置管理者間の連携

〇旅客施設と車両等における施設・設備配置の考え方

・トイレ（アクセスのしやすさ、多機能トイレ機能の分散、複数個所配置）

・休憩施設等

〇情報提供の考え方

・分かりやすい空間整備　・接近退出双方の情報提供

・手段の役割分担　・異常時対応

・技術的アプローチ　・表示の方法　・音案内

〇人的支援の必要性と国・地方公共団体・事業者・利用者との相互の協力体制

【旅客施設編】

（１）複数の主要出入口からのバリアフリー経路確保の記載の充実

離れた位置に主要出入口が複数存在する場合に、その全ての主要出入口においてバリアフリー経路を確保する必要がある旨の記載を追加。

（２）バリアフリーの連続性確保の記載の充実

公共用通路等との出入口をバリアフリー化する際や他の事業者・公共交通機関の乗り換えルートにおいて、施設管理者間や事業者間で調整の上、バリアフリーの連続性を確保する必要がある旨の記載を追加。

（３）エレベーターの記載の充実

１５人乗り程度を標準的な整備内容とするとともに、利用実態等に応じて２０人乗り以上のエレベーターの導入が望ましい旨の記載を追加。

（４）視覚障害者誘導用ブロックの記載の充実

国土交通省のこれまでの調査・検討結果等を踏まえ、可動式ホーム柵及び固定式ホーム柵開口部、階段の踊り場、傾斜路等における視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法に関する記載を追加。

（５）音声・音響案内に関する記載の充実

音案内の必要性についての基本的な考え方、音案内を整備する上での留意事項と着眼点に関する記載を追加。

（６）トイレに関する記載の充実

複数の方面からバリアフリー経路が確保されている場合に、利用実態等に応じてバリアフリー経路の方面ごとに多機能トイレを整備する必要がある旨の記載を追加。 国土交通省のこれまでの調査・検討結果等を踏まえ、多機能トイレの利用の集中に対して分散化を図る観点から、

多機能トイレの他に、乳幼児連れ、車いす使用者、オストメイト等に配慮した簡易多機能便房や簡易型機能を備えた一般便房の整備についての記載を追加

（７）ベビーカー利用に関する記載の明確化

近年のベビーカー利用の増加を踏まえ、円滑な利用促進を図るためベビーカーでの利用にも配慮したエレベーター設置が望ましいなど、特に配慮の必要な整備内容について明確に記述。

【車両等編】

（１）各章の前書きの追加

現行ガイドラインでは第２章バスと第３章タクシーにのみ記載のあった前書きの文章を各章に置き、各章における近年の動向や改訂のポイント等を簡潔に記載。

（２）鉄道：乗降口扉位置の統一に関する記載の追加

ホーム転落防止等に効果的なホームドア設置促進のため、車両側における乗降口扉位置の統一が望ましい旨の記載を追加。

（３）鉄道：ホームと車両床面との段差低減事例の記載

プラットホームと車両の乗降口との段差縮小について、施設側でのホームかさ上げの対応だけでなく、車両側の床面を下げることで段差縮小を図った事例を記載。

（４）鉄道：車いすスペースの増設が望ましい旨の記載

車いす使用者だけでなく、ベビーカー利用者等の増加も考慮し、利用実態等に応じて車いすスペースを増設することが望ましい旨の記載を追加。

（５）鉄道：案内表示の表示内容・表示方法の記載の見直し

あらゆる利用者に分かりやすい情報提供を行うため、かな表記の必要性や状況に応じた表示内容の選択等の表示方法の記載を見直し。

（６）鉄道：その他の鉄道の記載の追加

現行ガイドラインの区分に該当しない、鉄道車両の設備のデザインは「通勤型（短距離）鉄道・地下鉄」に準ずることを「その他の鉄道」の項目を追加。

（７）バス：都市内路線バスの車いすスペースの記載の充実

国土交通省のこれまでの調査・検討結果等を踏まえ、都市内路線バスの車いすスペースにおける、車いす固定装置や、車いすスペースに設置する跳ね上げ式座席、車いすスペースの表示に関する記述を充実。

（８）バス：都市間路線バスの乗降用リフトの標準的な整備内容の記載

都市間路線バスで床の高いタイプの車両におけるバリアフリー化を図るべく、乗降用リフトの標準的な整備内容の記載を追加。

（９）タクシー：ＵＤタクシーを中心とした記載の見直し

国土交通省のこれまでの調査・検討結果を踏まえ、ガイドラインの内容を見直し。

（１０）タクシー：乗合タクシーの記載の追加

国土交通省のこれまでの調査・検討結果を踏まえ、乗合タクシー車両の基本的な標準仕様を新たに追加。

（１１）航空：トイレの記載の充実

現行ガイドラインでは、通路が2以上の航空機のみを対象としていたトイレの記載について、通路が１かつ客席数６０以上の航空機を対象として、車いす使用者が利用可能なトイレに関する記載を追加。

（１２）ベビーカー利用に関する記載の明確化

近年のベビーカー利用の増加を踏まえ、円滑な利用促進を図るためベビーカーでの利用にも配慮した車内のスペース確保が望ましいなど、特に配慮の必要な整備内容について明確に記述。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害者差別解消法

が制定されました

障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「障害者差別解消法」が平成25年6月26日に公布されました。(平成28年4月1日施行)

障害者差別解消法とは

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

概要

この法律では、主に次のことを定めています。

①国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること。

②差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。

③行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。

また、相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障害を理由とする差別を解消するための支援措置について定めています。

障害を理由とする差別とは？

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明※があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮（以下では「合理的配慮」と呼びます。）を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

※知的障害等により本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

●障害を理由とする不当な差別的取扱い（例）

障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。

●合理的配慮（例）

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。

社会的障壁とは？

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。

①社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）
②制度（利用しにくい制度など）
③慣行（障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など）
④観念（障害のある方への偏見など）

などがあげられます。

例　街なかの段差
3センチ程度の段差で車椅子は進めなくなります。

例　書類
難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。

例　ホームページ
すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。

本法のポイント　「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます

※民間事業者における合理的配慮の提供は、努力義務となります。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	禁止　不当な差別的取扱いが禁止されます。	法的義務　障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者(※) ※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含みます。	禁止　不当な差別的取扱いが禁止されます。	努力義務　障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

障害者差別解消法Q&A

Q「合理的配慮」の具体的な例を教えてください。

A どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なります。

典型的な例としては、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することなどが挙げられます。

Q 日常生活の中で個人的に障害のある方と接するような場合も、この法律の対象になるのですか。また、個人の思想や言論も規制されるのでしょうか？

A 個人的な関係や、思想、言論といったものは対象にはしていません。

この法律では、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象にしており、一般の方が個人的な関係で障害のある方と接するような場合や、個人の思想、言論といったものは、対象にしていません。

Q 民間事業者による取組がきちんと行われるようにする仕組みはあるのでしょうか？

A 民間事業者の事業を担当する大臣から、事業者に対して報告徴収、助言・指導、勧告を行うことができます。

この法律では、同一の民間事業者によって繰り返し障害を理由とする差別が行われ、自主的な改善が期待できない場合などには、その民間事業者の事業を担当する大臣が、民間事業者に対し、報告を求めることや、助言・指導、勧告を行うことができることにしています。

基本方針と対応要領・対応指針

基本方針とは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するために作成するものであり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の基本的な方向等を定めるものです。

また、「対応要領」・「対応指針」は、行政機関等ごと、分野ごとに定められるものであり、当該行政機関等、当該分野における障害を理由とする不当な差別的取扱いになるような行為の具体例や合理的配慮として考えられる好事例等を示すものです。

相談や紛争解決の仕組みについて

障害のある方からの相談や紛争解決に関しては、すでに、その内容に応じて、例えば行政相談委員による行政相談やあっせん、法務局・地方法務局・人権擁護委員による人権相談や人権侵犯事件としての調査救済といった、さまざまな制度により対応しています。この法律では、すでにある機関の活用などにより、その体制の整備を図ることにしています。

障害者差別解消法Q&A

Q 行政機関が「不当な差別的取扱い」を行ったり「合理的配慮」を行わないときの相談窓口はどこですか？

A その行政機関の苦情相談等窓口等にお申し出ください。

行政機関の職員の対応に問題がある場合などは、まずは、その職員が所属する行政機関の苦情相談等の窓口に申し出ることが考えられます。そのほか、例えば、行政相談委員による行政相談や、人権に関わる相談であれば法務局や地方法務局などに相談することも考えられます。

Q 雇用における障害のある方に対する差別も、この法律の対象になるのですか？

A 雇用については、障害者雇用促進法に定めるところによります。

雇用の分野における差別については、相談や紛争解決の仕組みを含め、障害者雇用促進法に定めるところによります。

障害者差別解消支援地域協議会について

障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決の取組を進めるため、国や地方公共団体の機関が、それぞれの地域で障害者差別解消支援地域協議会を組織できることにしています。

協議会が組織され、関係する機関などのネットワークが構成されることによって、いわゆる「制度の谷間」や「たらい回し」が生じることなく、地域全体として、差別の解消に向けた主体的な取組が行われることをねらいとしています。

● 組織イメージ図

※どのような機関を構成員とするかは、各協議会の判断

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付 障害者施策担当
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館
代表:03-5253-2111 Fax:03-3581-0902 ホームページ http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html

障害者施策 検索

内閣府

3 条例・施行規則 改正の内容

(1) 福祉のまちづくり条例改正（平成24年12月28日公布）のポイント

前記のとおり、福祉のまちづくり条例は、平成24年（2012年）12月に全部改正を行いました。改正の主な内容は以下のとおりです。

① 福祉のまちづくり条例と建築物バリアフリー条例の一本化

これまでは、地方自治法に基づく横浜市独自の条例である福祉のまちづくり条例とバリアフリー法の委任条例である建築物バリアフリー条例がありましたが、これを分かりやすくするため、建築物バリアフリー条例を廃止し、福祉のまちづくり条例に一本化しました。

② 福祉のまちづくり条例の理念を条例に明文化

これまで条例に明確に示されていなかった福祉のまちづくりの基本理念を、条例前文に明文化しました。

③ 市民参画の確保を規定

これまでも福祉のまちづくりを進める際には、市民意見募集や障害者団体へのヒアリングを行うなど、広く意見を集めて施策に反映してきましたが、これまで以上に市民、事業者の皆様とともに福祉のまちづくりを推進していくため、市民参画の確保を条例に明確に定めました。

④ 2,000㎡以上の共同住宅について、バリアフリー化を義務付け

これまでは、床面積の合計が1,000㎡以上の共同住宅に対して福祉のまちづくり条例による指定施設整備基準を適用し事前協議の対象としていましたが、新たに2,000㎡以上の共同住宅をバリアフリー法に基づく特別特定建築物に追加し、建築確認における審査対象に位置づけることでバリアフリー化を義務づけました。なお1,000㎡以上の共同住宅については、引き続き事前協議の対象です。

(2) 福祉のまちづくり条例施行規則改正（平成25年7月25日）のポイント

① 建築物全般の整備基準の見直し

条例の一本化に伴い、バリアフリー法に基づく「建築物移動等円滑化基準」を福祉のまちづくり条例施行規則に盛り込むとともに、「指定施設整備基準」の構成を、「建築物移動等円滑化基準」に整合させました。

また、従来の『施設整備マニュアル』に記載されていた整備基準の解説等のうち、遵守すべきものを「指定施設整備基準」に追加し、従来の「指定施設整備基準」のうち最低限遵守すべき整備基準を新たに「建築物移動等円滑化基準」に位置づけました。

② 子育て世代に配慮した設備の規定の追加

子育て世代に配慮した環境を整備するため、ベビーチェア・ベビーベッド・授乳ができる場所・おむつ交換ができる場所を設置する規定を新たに盛り込みました。

③ 共同住宅の整備基準の見直し

「指定施設整備基準」については、共用の便所や駐車場に整備基準を適用するほか、エレベーターの設置基準を見直しました。新設した共同住宅の「建築物移動等円滑化基準」については、バリアフリー法に基づく基準に加え、階段の手すりやエレベーターの音声案内の規定等を追加しました。

④ 福祉のまちづくり条例の用途の区分等をバリアフリー法と整合

わかりやすさの観点から、用語の定義や用途区分等をバリアフリー法施行令と整合させました。

⑤ 「指定施設整備基準」の適用対象の見直し

増築や用途の変更をする場合には、バリアフリー法の考え方に整合させて、「指定施設整備基準」においても既存部分のバリアフリー化を求めることとしました。また、同じくバリアフリー法の考え方に整合させ、視覚障害者誘導用ブロックの敷設や案内設備等、視覚障害に配慮した基準適用を見直しました。